

社会福祉法人 伊勢亀鈴会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月 1日～平成31年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1：仕事と家庭の両立を支援する法律や法人内規程について、全職員に周知・情報提供を行い、相談体制を整備、個別相談を実施する。

<対策>

- 平成29年4月～ 法制度・規程についての周知、相談窓口の設定準備
- 平成29年10月～ 定期的な個別相談の実施

目標2：時間外勤務の削減と年次有給休暇取得促進により、職員の働きやすさとモチベーションの向上を図る。

<対策>

- 平成29年4月～ 時間外勤務の実態と有給休暇取得状況の把握
- 平成29年10月～ 一部事業所で設置している業務改善委員会を全事業所に設置、職員目線での問題提起と管理者へ改善内容を提案、改善の検討と実施、法人内での情報共有を行う
- 平成30年4月～ 改善結果の検証とともに、各事業所ごとに時間外勤務・休暇取得日数の数値目標を設定し、職員に周知のうえ、管理する。

目標3：学生のインターンシップの受け入れや就業体験、未経験者のトライアル雇用を行い、人材確保を推進する。

<対策>

- 平成29年7月～ 受け入れ部署の設定・準備と関係機関への広報活動
- 平成30年6月～ 施設見学及びインターンシップや未経験者の受け入れ開始